

## 令和5年度の保存樹追加指定候補樹木の調査結果について

### 1 調査実施の背景と目的

京都市は、「京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例」に基づき、平成13年度～17年度にかけて41件（47本）の保存樹を指定した。

しかし、その後、保存樹は、枯死等により31件（36本）まで減少してしまったため、令和元年度から、保存樹の追加指定に係る調査（以下「本調査」という。）を進めている。

なお、本調査は、令和6年度で完了し、令和7年度に新たに保存樹を指定（追加指定）することを目指している。

### 2 調査の経過

本調査は、令和4年度までに5つの行政区の樹木を調査し、令和5年度は、中京区、下京区、南区の樹木（計82件）を調査した。

#### ○本調査の実施経過

行政区	誇りの木 件数	候補樹木 件数	指定候補樹木 件数	備考
西京	81	40	0	令和元年度 調査（終了）
左京	101	48	0	令和2年度 調査（終了）
右京	75	39	0	令和3年度 調査（終了）
(京北)	29	17	0	〃
北	85	39	2	令和4年度 調査（終了）
上京	110	51	1	〃
<b>中京</b>	<b>68</b>	<b>21</b>		令和5年度 調査（終了）
<b>下京</b>	<b>78</b>	<b>29</b>		〃
<b>南</b>	<b>70</b>	<b>32</b>		〃
東山	58	18		令和6年度 調査予定
山科	70	36		〃
伏見	76	33		〃
合計	901	403	3	

※ 令和5年度の調査結果は後述。

### 3 保存樹の追加指定の方法について（別紙1参照）

保存樹の追加指定の方法等（追加指定までの流れ、判断基準等）は、第11回京都市都市緑化審議会（令和元年度）において承認いただいた。

なお、具体的な保存樹の追加指定の方法等は以下のとおり（※用語の整理を行って作成）。

**(1) 選定手順**

選定手順は以下のとおり。

## ○選定手順

- ア 「区民誇りの木」を行政区別に整理し、毎年、1～3行政区の樹木（調査樹木）について現地調査を行う。
- イ 現地調査を行い、現地調査判定項目①～⑦を判定。
- ウ 現地調査の結果（項目①～⑦の判定結果）を踏まえ、当該樹木を総合的に判定。
- エ 判定結果を都市緑化審議会に諮り、『指定候補樹木』を決定。

**(2) 調査樹木の抽出方法等**

区民の誇りの木 901 件から、次の条件の樹木を除外（除外後計 403 件）。

## ○除外した樹木

- ・ 天然記念物（国）、京都市指定天然記念物
- ・ 国又は地方公共団体の所有並びに管理に係る樹木
- ・ 既に京都市の保存樹に指定された樹木等
- ・ 既に伐採された区民の誇りの木
- ・ 過去に保存樹候補になったが同意が得られなかった樹木

**(3) 現地調査の判定**

現地調査は以下の 7 つの項目について判定する。

なお、項目①～⑥までは 3 段階、項目⑦（大きさ）は 2 段階で判定する。

（3 段階判定 a：優れている b：特段の難はない c：難あり）

## ○現地調査の判定について

項目	内容	判定
①樹形	樹形が樹木固有の形状を保っている又は剪定等により良好な形状を保っているか	3 段階判定
②衰退度	健全な樹木であるか	同上
③景観性	樹容が美観上優れており、周囲の街並みの景観と調和しているか	同上
④立地性	植栽されている場所は、樹木の生育に支障がない場所か	同上
⑤歴史性	由緒や謂れがある樹木か	同上（※1）
⑥視認性	樹木を敷地内及び敷地外から視認することができるか	同上
⑦大きさ	樹木の大きさが次の条件を超えているか（※2） （高さ：15m、樹幹幅：3m、幹周：1.5m）	2 段階判定（超えている、いない）

- ※1 「由緒、謂れ」は、これまで2段階（ある、ない）で判定していたが、由緒や謂れの内容を区分して3段階で判定することとした。
- a：当該樹木について由緒や謂れがある
  - b：当該樹木を含む一定の範囲の樹木に関する由緒や謂れがある（かつては森だった等）
  - c：由緒や謂れがない（確認できない）
- ※2 『京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則』（別紙2参照）では「高さ、樹幹幅、幹周のいずれかが超えていること」となっているが、第11回都市緑化審議会（令和元年度）において、「追加指定に当たっては、高さ、樹幹幅、幹周すべてが基準を超えていること」にすることとなった。

#### （4）総合判定

総合判定の基準は以下のとおり。

○総合判定について

記号	判定	内容
A	優れている	「指定候補樹木」として適切と思われる ⇒ 現地調査判定が高評価で、大きさ（項目⑦）も満たしているもの
B	ふさわしい	「指定候補樹木」になり得る可能性がある ⇒ 現地調査判定が高評価であるが、大きさ（項目⑦）を満たしていないもの
C	特段の難はない	「指定候補樹木」として適切とは言い難い ⇒ 現地調査判定が高評価でないもの
D	難あり	「指定候補樹木」には成り得ない ⇒ 現地調査判定が低評価なもの

#### 4 令和5年度の調査結果と「指定候補樹木」について

令和5年度の調査を実施した結果、『松尾神社西七条御旅所（本殿前）のクスノキ』（下京区）が「総合判定A」となった。

これについて、審議会の承認をいただければ、当該樹木を「指定候補樹木」として決定する。

（※「松尾神社西七条御旅所（本殿前）のクスノキ」の調査票は次ページ参照）

○令和5年度調査結果

行政区	誇りの木 件数	うち調査樹木 件数	総合判定（件数）				
			A	B	C	D	枯死等
中京	68	21	0	1	15	1	4
下京	78	29	1	2	21	3	2
南	70	32	0	1	20	8	3
計	216	82	1	4	56	12	9

※ 枯死等は、調査実施時に枯死、伐採により消失していた樹木のほか、国又は地方公共団体の所有並びに管理に係る樹木であったことが判明した樹木を含む。

○松尾神社西七条御旅所（本殿前） クスノキ（下京区）

## 保存樹候補調査票

整理番号	調査日	天候	行政区
562	平成12年2月15日	晴・雨・曇	下京区
D06	令和5年9月26日	晴・雨・曇	

樹種名	形態	樹高	枝張	幹周
クスノキ	単	19.5 m	17.5 m	2.45 m

所有者	神社・寺・一般	所在地	松尾神社西七条御旅所（本殿前）	管理者	松尾大社西七条御旅所 竹内
所在地	松尾神社西七条御旅所（本殿前）				

項目	判定	摘要	備考
樹形	b	樹冠をやや切り詰めている	
衰退度	a	枝葉が多く健全である	
景観性	a	境内の景観と調和している	
立地性	a	周囲に構造物がない	
歴史性	c	由緒や謂れがない	
視認性	a	敷地内外からよく見える	
その他			

総合判定	A	候補登録	○
------	---	------	---

各項目 a: 優れている b: 特段の難はない c: 難あり

総合 A: 優れている B: ふさわしい C: 特段の難はない D: 難あり

(全景写真)



(参考) これまでに選定された「指定候補樹木」写真



中川八幡宮スギ (北区/R4)



平野神社クスノキ (北区/R4)



護王神社カリン (上京区/R4)

## 5 今後の対応について

### (1) 令和6年度調査について

令和6年度は、東山区、山科区、伏見区の樹木(計87件)を調査し、「指定候補樹木」を選定していく。

○「指定候補樹木」選定結果一覧

行政区	誇りの木 件数	うち調査樹木 件数	指定候補樹木 件数	備考
西京	81	40	0	令和元年度 調査(終了)
左京	101	48	0	令和2年度 調査(終了)
右京	75	39	0	令和3年度 調査(終了)
(京北)	29	17	0	〃
北	85	39	2	令和4年度 調査(終了)
上京	110	51	1	〃
中京	68	21	0	令和5年度 調査(終了)
下京	78	29	1	〃
南	70	32	0	〃
<b>東山</b>	<b>58</b>	<b>18</b>		令和6年度 調査予定
<b>山科</b>	<b>70</b>	<b>36</b>		〃
<b>伏見</b>	<b>76</b>	<b>33</b>		〃
合計	901	403	4	

※ 令和5年度の“指定候補樹木件数”は、本審議会で承認いただいた後の件数。

### (2) 令和7年度以降の対応について (別紙1参照)

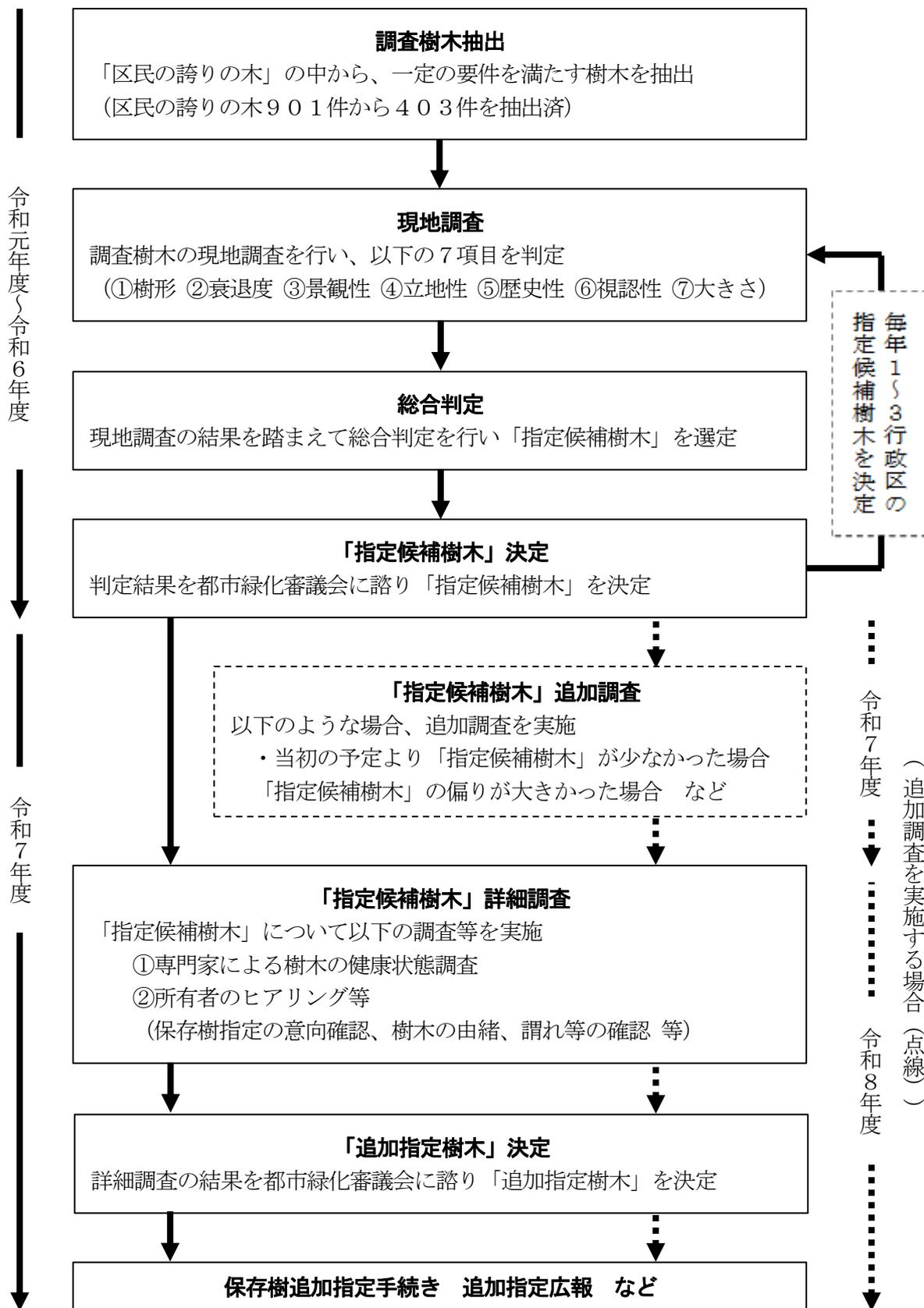
本調査は、令和7年度に追加指定する方向で進めているが、令和6年度の調査完了後、以下のような状況となった場合は、令和7年度に追加調査を実施するなど、予定を変更して対応していくことも検討する。

○予定を変更する場合

- ・ 当初の予定より「指定候補樹木」が少なかった場合(当初予定:10本程度)
- ・ 「指定候補樹木」の偏り(行政区や樹種の偏り)が大きかった場合 など



<保存樹追加指定の流れ>



**<参考資料（関係法令等）>****○京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例（平成7年3月9日制定）（抄）**

（保存樹等の指定）

第6条 市長は、市街地内に存し、かつ、市民に親しまれている樹木又は樹木の集団（以下「樹木等」という。）で、その規模、樹容等が別に定める基準に適合しているものを、その所有者の同意を得て、保存樹又は保存樹の集団（以下「保存樹等」という。）として指定することができる。

2 前項の規定は、次に掲げる樹木等については、適用しない。

- (1) 文化財保護法第109条第1項の規定による指定、同法第110条第1項の規定による仮指定若しくは同法第132条第1項の規定による登録又は同法第182条第2項の規定に基づく条例の規定による指定を受けた樹木等
- (2) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された樹木等
- (3) 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木等

**○京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則（平成7年3月29日制定）（抄）**

（保存樹等の指定の基準）

第3条 条例第6条第1項に規定する別に定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 樹木については、その規模が次のいずれかに該当していること。

- ア 1.2メートルの高さにおける幹の周囲（株立ちした樹木にあっては、各幹の周囲の合計に10分の7を乗じて得た長さ。以下同じ。）が1.5メートル以上であること。
- イ 高さが15メートル以上であること。
- ウ 樹冠の最小幅が3メートル以上であること。

(2) 樹木の集団については、その規模が次のいずれかに該当していること。

- ア 生け垣を構成している樹木の集団にあっては、当該生け垣の長さが20メートル以上であること。
- イ アに該当しない樹木の集団にあっては、その存する土地の面積が500平方メートル以上であること。

(3) 樹容が、美観上優れており、周辺の町並みの景観と調和し、かつ、次のいずれかに該当していること。

- ア 当該樹木の固有の形状を保っていること。
- イ 剪定等により良好な形状を保っていること。

**○京都市「区民の誇りの木」選定事業実施要綱（平成11年10月4日制定）（抄）**

（「区民の誇りの木」の選定）

第2条 「区民の誇りの木」の選定は、次条第1項の規定により各区において募集し、応募された樹木を第4条第1項に規定する委員会が選定する。

（「区民の誇りの木」の推薦）

第3条 事業を行う区の区民及び事業者は、次項の「区民の誇りの木」を、次条第1項に規定する委員会が定めた期間内に、推薦することができる。

2 「区民の誇りの木」とは、区民又は事業者が誇りに思い、次の世代に伝えていきたいと思う樹木であり、容易にその姿を見ることができる樹木とする。

## ○保存樹一覧表（令和6年6月時点）

番号	行政区	本数	場所、樹種	指定年度
1	北 区	1	大宮南田尻町のヤマザクラ	指定解除
2	上京区	1	KKR京都くに荘のムクノキ	指定解除
3	左京区	1	鷲森神社のヤマザクラ	H 1 3
4	中京区	1	北野天満宮御旅所のクロガネモチ	H 1 3
5	東山区	1	養源院のヤマモモ	H 1 3
6	山科区	1	音羽前出町のソメイヨシノ	H 1 3
7	下京区	1	龍谷大学大宮学舎のイチヨウ	H 1 3
8	南 区	1	宇賀神社のムクノキ	H 1 3
9	右京区	1	斉宮神社のムクノキ	H 1 3
10	西京区	1	上桂御霊神社のクスノキ	H 1 3
11	伏見区	1	醍醐東大路町のシダレザクラ	指定解除
12	伏見区	1	久我神社のクスノキ	H 1 3
13	北 区	1	招善寺のハクモクレン	H 1 4
14	北 区	1	今宮神社のムクロジ	H 1 4
15	上京区	1	古義堂のクロマツ	H 1 4
16	左京区	1	金戒光明寺のクロマツ	指定解除
17	東山区	2	月真院のツバキ	指定解除
18	山科区	1	小野葛籠尻町のカヤ	指定解除
19	下京区	1	西本願寺のイチヨウ	H 1 4
20	右京区	1	嵯峨越畑北ノ町のサザンカ	H 1 4
21	上京区	1	雨宝院のアカマツ	H 1 5
22	中京区	1	本能寺のイチヨウ	H 1 5
23	東山区	1	安祥院のヤマザクラ	H 1 5
24	東山区	1	新日吉神宮のスダジイ	H 1 5
25	山科区	1	華山寺のケヤキ	H 1 5
26	南 区	3	光福寺のクスノキ	H 1 5
27	右京区	1	三寶寺のヤマザクラ	指定解除
28	右京区	1	印空寺のタラヨウ	H 1 5
29	左京区	1	満足稲荷神社のクロガネモチ	H 1 6
30	中京区	2	聖三一幼稚園のイチヨウ	H 1 6
31	下京区	3	菅大臣神社のイチヨウ	H 1 6
32	南区	1	浄禅寺のクスノキ	H 1 6
33	西京区	1	三宮神社のムクノキ	H 1 6
34	伏見区	1	清涼院のサルスベリ	H 1 6
35	北区	1	賀茂別雷神社末社藤木社のクスノキ	H 1 7
36	上京区	1	本隆寺のタカオカエデ	H 1 7
37	左京区	1	カトリック・ノートルダム教育修道女会 鹿ヶ谷修道院のエドヒガン	指定解除
38	左京区	1	大蓮寺のダイオウショウ	指定解除
39	山科区	1	若宮八幡宮のカツラ	H 1 7
40	右京区	1	正法寺のカヤ	指定解除
41	伏見区	1	三栖神社のイチヨウ	H 1 7
31件		36本		